

| | | | |
|-------------------|--|--------------|--|
| 旧ジェット建物解体工事 | | 令和 年 月 (全 枚) | |
| 建物概要 | | | |
| 工事場所 | 流山市江戸川台東2丁目6番地の4 | | |
| 敷地面積 | 2,088.48 m ² | | |
| 用途 | 共同住宅 | | |
| 構造・階数 | 鉄筋コンクリート造 3階建て ほか2棟 | | |
| 建築面積 | 492.79m ² (うち解体 同上m ²) | 延べ面積 | 1,400.61m ² (うち解体 同上m ²) |
| 区域区分 | 市街化区域 | 用途地域 | 第2種中高層住居専用地域 |
| 防火地域 | - | | |
| その他の区域 | 騒音規制法による規制 あり(第一種区域) ・なし 振動規制法による規制 あり(第一種区域) ・なし 第二種高度地区(12m)、景観計画区域、2.2条区域 | | |
| 建物の棟別の詳細は、設計図を参照。 | | | |

| | | | |
|-------------|--|--------|--|
| 施工条件 | | 通用・条件等 | |
| 1 作業時間等 | 指定あり ・指定なし (ありの場合の条件) ・騒音、振動規制法による作業禁止日、時間帯 (特定建設作業に限る。) ・夜間作業 行わない ・ | | |
| 2 駐車場その他 | 工車用車両の駐車場所 場内(任意) ・図示 ・ 資機材の置場所 場内(任意) ・図示 ・ | | |
| 3 着手前対応 | 工事に先立ち、周辺住民に工事説明を行なう。(工事案内紙面投函程度) (説明会予定時期 ・令和 年 月頃 ・実施時期未定) 建築物除却届 必要(施工者作成とする。) | | |
| 4 その他施工条件 | 杭については、引抜工法にて撤去を実施するものとし、 現地状況等により同工法が困難と判断される場合は、監督員と協議すること。 建物及び建物に付随する設備以外の大型構造物等が発見した場合は、 監督員と協議し、指示を受けること。 数量は概算となるため、概算数量発注方式に準ずる。 運搬処分については、最終的な数量・仕様が確定した段階で監督員に 報告し、清算変更についての協議を行うこと。 | | |

| | | |
|--|-------------|---|
| 仕様書 | | |
| 共通仕様 | | |
| 1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」(以下「解体共仕」という。)により、解体共仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成31年版」(以下「標仕」という。)による。 | | |
| 2. 解体共仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。 (1) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。 (2) 「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。 | | |
| 3. 次の各号に該当する解体共仕の項目について、解体共仕の規定を別表に置き換えて適用する。 (1) 1章 各章共通事項 1節 共通事項 1.1.2 用語の定義の(7)、(9)、(t) (2) " 1.1.5 書面の様式及び取扱いの(2) (2) " 1.6.1 工事検査の(2)及び(3) | | |
| 4. 解体共仕の次の項目の規定は適用しない。 " 1.1.2 用語の定義の(ソ) " 1.6.2 技術検査 | | |
| 別表(建築工事) | | |
| 号 | 項目 | 置き換え後の解体共仕の規定 |
| 1章 各章共通事項 1節 共通事項 | | |
| (1) | 1.1.2 用語の定義 | (7) 「監督員」とは、工事請負契約書第9条の規定に基づき受注者に通知された者をいう。 (4) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は電子メール等の電磁的方法によるものをいう。 |

| | | |
|-----|------------------|--|
| (2) | 1.1.2 用語の定義 | (9) 「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査(ただし、に係る検査を除く。)を含む。 工事の完成 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等 部分引渡し指定部分に係る工事の完成 契約の解除時における出来形部分 必要があると認めたとときの臨時検査 |
| (3) | 1.1.5 書面の様式及び取扱い | (7) 書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。 |
| (4) | 1.6.1 工事検査 | (7) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 |

| | |
|--|--|
| 特記仕様 | |
| 1. 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。 2. 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、印の付いたものを適用する。 ○印と○印の付いた場合は、共に適用する。 3. 特記事項に記載の(. . .)内の表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図または当該表を示す。 特記事項に記載の(標仕 . . .)内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。 4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また(. . .)内は製品名を示す。 | |

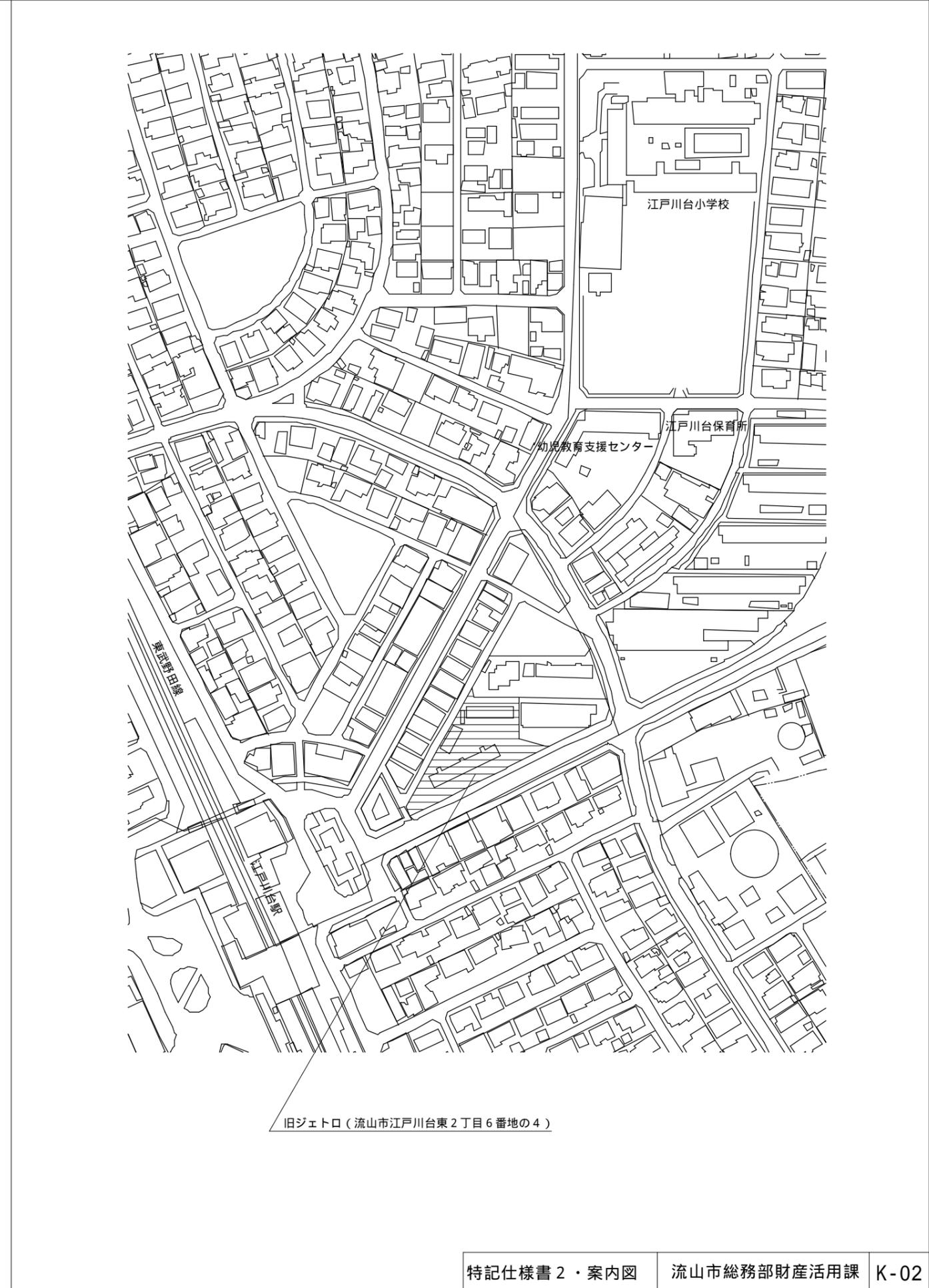
| | | |
|---|------------------|--|
| 章 | 項目 | 特記事項 |
| 1 | ① 工事実績情報の登録 | 請負工事費 500万円以上の場合は登録する。(1.1.4) |
| 1 | ② 監理技術者の要件 | ・建築工事に係る監理技術者証を有するもので、次のいずれかの要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。 1 建築工事の施工に関し、10年以上の実務経験を有すること。 2 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有すること。 |
| 1 | ③ 電気保安技術者 | ・要() (1.3.3) |
| 1 | ④ 解体工事における監督者の要件 | 解体工事の施工は、次のいずれかの者の監督の下で実施すること。 1 解体工事施工技士 2 解体工事の実務経験が1年半以上の者で、建設リサイクル法で定める「技術管理者」の資格要件を有する者。 |
| 1 | ⑤ 施工条件 | 解体共仕によるほか、左記施工条件及び図示による。(1.3.5) |
| 1 | ⑥ 交通安全管理(出入りの管理) | 工事現場への出入口には、工車車両出入り時、交通誘導員等を配置し、周辺交通に支障をあたえないようにしなければならない。又、近接して他の建設工事等が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通安全を図らなくてはならない。 工事現場への車両等を出入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損害を与えることのないよう注意しなければならない。なお損傷させた場合は、直ちに当該管理者の指示により復旧しなければならない。 |
| 1 | (巡 視) | ・交通安全巡視員等により工事現場内及びその周辺の安全巡視を敢行し、事故防止設備の完備及びその維持管理に努めなければならない。 |
| 1 | ⑦ 周辺構造物対策 | 工事にあたって、周辺地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破損、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、危害防止のための措置を講じなければならない。 |
| 1 | ⑧ 公共設備等への対策 | 工事による影響があると思われる範囲内の公共埋設物、架空線等の処理等について、十分配慮して工事しなければならない。 公共の埋設物、架空線等に接近して工事を施工する場合は、あらかじめその埋設物、架空線等の関係者と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法等を決定しておかなければならない。 |
| 1 | ⑨ 発生材の処理 | 構外搬出適切処理 (1.3.10) 発注者に引渡しを要する発生材 ・ P C B含有物 ・ 金属類 工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るもの |
| 1 | ⑩ 施工数量調査 | 調査範囲 建物 (1.4.2) 調査方法 |
| 1 | ⑪ 完成図等 | 下記のものを作成し提出する。作成方法・部数等は、監督員の指示による。 ・ 案内図及び配置図 残置物等の配置図 竣工図 (A1 1部 A3 1部) C A Dデータ 下記図面をC A Dデータ化し電子媒体にて提出する。作成方法・媒体等は、監督員の指示による。 案内図、配置図、残置物等の配置図、その他監督員が指示した図面 |

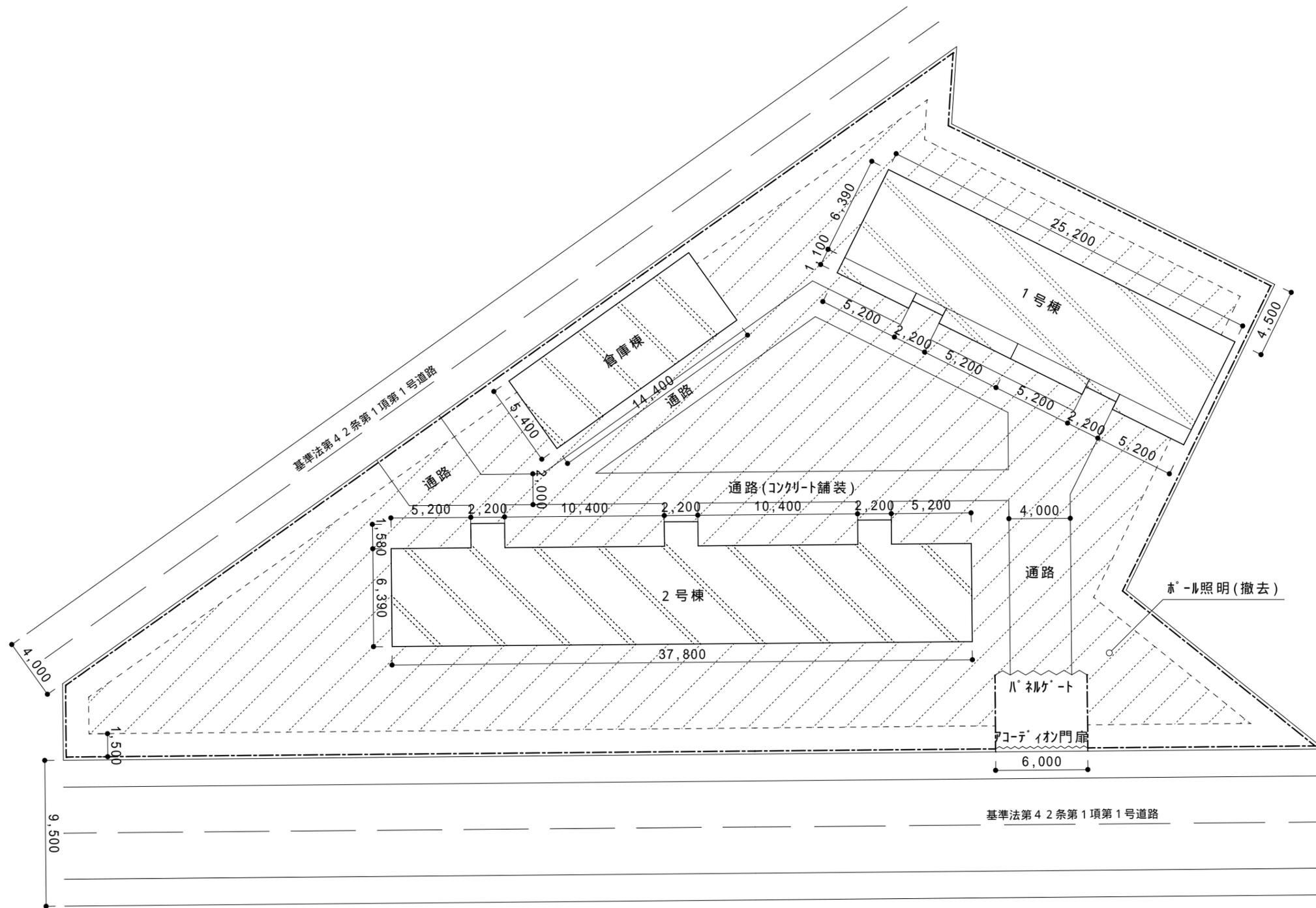
| | |
|----------------|---|
| ⑫ 施工図等の取扱 | 施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 13 工事完成写真 提出部数 部 工事完了後、整理のうえ監督員に提出する。提出部数 部 工事完成写真は、着手前の敷地全景(敷地の位置は朱線で記入)、外部全景4面、内部主要各室、屋外施設その他監督員が必要と認め指示した箇所等とする。 |
| ⑭ 工事施工状況写真 | 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)による工事写真撮影ガイドブック(平成30年度版)」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略出来る 提出部数 部 印刷物若しくは電子データ(DVD等のメディア)で提出する。 |
| 2 仮設工事 | ① 騒音・粉じん対策 ・ 防音パネル 防音シート ・養生シート (2.2.1) 防音パネルの設置範囲と高さ 設置範囲: 建物の3面以上 高さ: 軒高と同程度 2 足場その他 ・ 外部足場は枠組足場とする。(2.2.2) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部解体足場 ・ 架台足場 ・ 枠組足場 ・ 枠組本足場 ・ 脚立足場 |
| ③ 総合仮設計画 | 現場作業の安全確保、及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承諾を受ける。 |
| 4 監督員用事務所等 | ・ 監督員事務所 ・ 10 ・ 20 ・ 35 ・ 65 ・ m ² 程度を設ける。(2.3.1) ・ 仮設事務所の中に監督員用空間を m ² 程度確保する。 ・ 監督員が使用できる備品として、下記のもの工事期間中現場に用意し、貸与する。 ・ 保護帽 ケ ・ 雨具 着 ・ 長靴 足 ・ 安全帯 組 |
| ⑤ 工 事 用 水 | 構内既存の施設 ・ 利用できない 利用できる(有償 ・ 無償) |
| ⑥ 工 事 用 電 力 | 構内既存の施設 利用できない ・ 利用できる(有償 ・ 無償) |
| 7 仮 設 建 物 等 | 現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 |
| 8 山 留 め の 撤 去 | 埋め戻し ・ 砂 ・ (2.4.3) |
| 3 解 体 施 工 | 1 事前措置 浄化槽・排水槽等の汚水・汚物等を処理し、洗浄、消毒等を行う。(3.2.1) ・ オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油を処理し、洗浄等を行う。 2 機器等の解体 工事範囲内の機器類は、各種別ごとに分別解体する。(3.4.1) 設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。 ③ 基礎及び杭 杭の撤去 行う ・ 残置 (3.9.2) 残置または一部撤去の場合の処理 杭種、杭径、位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。 解体方法 引抜き ・ 破砕 ・ 杭頭はつり(mまで) 引き抜いた杭の処理 杭撤去跡の処理 山砂 ・ 流動化処理土 ・ セメントミルク ・ 杭の種類 ・ 遠心力鉄筋コンクリートくい ・ 高強度プレストレスコンクリートくい ・ 場所打ちコンクリートくい ・ 木くい ・ R C パイル |
| ④ さく、照明設備等の付属物 | 付属物の解体 ・ 行わない 行う(ボール照明1基 ・ 図示)(3.10.1) |
| ⑤ 構内舗装等 | 樹木等の伐採・伐根 行わない ・ 行う(・ 図示)(3.11.1) 支障となる樹木の移植 行わない ・ 行う(・ 図示) |
| ⑥ 地下埋設物及び埋設配管 | 撤去する地下埋設物、埋設配管 (3.12.1) あり(・ 図示 建物直下においては、GL-2.0Mまでの基礎並びに配管等(杭は別記による)。それ以外の範囲については、GL-1.0Mまでの配管並びに路盤等。) ・ なし |
| ⑦ 解体後の整地 | 埋戻し及び盛土 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (標仕3.2.3)(標仕3.2.1) 発生土の処理 構内指示の場所 (敷均し ・ 堆積) (標仕3.2.5) ・ 構外搬出適切処理(指定場所:) ・ 処分地未特定のため、場内置き置きと契約後変更とする |
| 8 火気使用作業等 | 解体工事時にガスバーナーでオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する時、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じて作業しなければならない。 |

| 4 建設廃棄物の処理 | ① 再資源化等 中間処理、再資源化施設 ・ 「追加特記6 建設廃棄物の処理」による。(4.4.1) 再資源化する建設廃棄物 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 金属類 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減(焼却) ・ 不可 ・ 可 再資源化して現場で利用する建設廃棄物 ② 処理に注意を要する建設廃棄物 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) ・ セッコウボード(石綿含有) ・ セッコウボード(ひ素・カドミウム含有) ・ セッコウボード(上記以外) ・ C C A処理木材(クロム・銅・ひ素化合物系防腐処理木材) 処理の方法 ・ 解体共仕第4章5節による。 施工に先立ち、処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-----------------------|----------------|------|----------------|-------------|--------|--------|--------|-------|--------------|----------|--------|-------------|--------|--------|--------|-------|----------------------------------|-----------------------|--------|-------|--------------|----------|--------|-------------|--------|--------|--------|------------------|--------------|----------|--------|
| 特別管理産業廃棄物の処理 | 5 ① 廃石綿等 6 石綿含有建材の除去及び処理による。(5.4.1(1)) 2 P C B含有機器類 調査方法 製造所、製造年、型式等による調査 (5.4.1(2)) ・ 専門分析機関による微量P C B分析調査 調査対象 上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。 3 P C B含有シーリング材 事前調査等 行う(下記の要領で分析する) ・ 行わない (5.4.1(3)) 現場においてワプルを採集し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所 外壁目地 建具周囲目地 ・ 図示 採取箇所数 ・ 部材が異なる毎に1箇所 ・ 図示 分析によりP C Bの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。 調査範囲 工事範囲全て ・ 図示 調査内容 シーリング使用部位及び長さの確認 施工範囲と工事監視区分の確認 仮設計画 廃棄物等の搬出方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 廃油 | 処理方法 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設による再生処理 (5.4.1(4)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 廃酸・廃アルカリ | 処理方法 ・ 中和処理 ・ 焼却処分 (5.4.1(5)) ・ 中間処理施設による再生処理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 ダイオキシソ類 | サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない (5.4.1(6)) 材料名 調査箇所 測定方法 焼却施設の解体及び処分の方法 ダイオキシソ類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)その他関係法令に従い、適切に処理すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 石綿含有建材の除去及び処理 | ① 共通 建築物の解体等工事、石綿除去について、以下の基準を適用する。 ・ 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日付け 技術上の指公示第22号) ・ 新石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニフ(建設業労働災害防止協会) ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニフ令和3年3月(厚生労働省、環境省) ② 施工調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している 付付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。(6.1.3) 調査範囲 ・ 図示 貸与資料 ・ 図面(写し) ・ 石綿含有調査報告書(写し) 分析による石綿含有の調査 ・ 行う(下表による) ・ 行わない 材料名 定性分析方法 定量分析方法 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 ・ 箇所 上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合は、監督員と協議すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 石綿粉じん濃度測定 | 石綿粉じん濃度測定 ・ 行う 行わない [6.1.4] 測定時期、場所及び測定点 <table border="1"> <tr> <th>通用測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定箇所数(各処理作業ごと)</th> </tr> <tr> <td>・ 測定1 処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ ()点</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定2</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・ 4方向各1点</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定3 処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ ()点</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定4</td> <td>集じん・排気装置の集じん・排気装置の出入口(処理作業室外の場合)</td> <td>・ 出口吹出し風量1m/s以下の位置各1点</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定5</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・ 4方向各1点</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定7 処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ ()点</td> <td>・ ()点</td> </tr> <tr> <td>・ 測定8 (隔離シート撤去前)</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>・ 4方向各1点</td> <td>・ ()点</td> </tr> </table> | 通用測定名称 | 測定時期 | 測定場所 | 測定箇所数(各処理作業ごと) | ・ 測定1 処理作業前 | 処理作業室内 | ・ ()点 | ・ ()点 | ・ 測定2 | 施工区画周辺又は敷地境界 | ・ 4方向各1点 | ・ ()点 | ・ 測定3 処理作業中 | 処理作業室内 | ・ ()点 | ・ ()点 | ・ 測定4 | 集じん・排気装置の集じん・排気装置の出入口(処理作業室外の場合) | ・ 出口吹出し風量1m/s以下の位置各1点 | ・ ()点 | ・ 測定5 | 施工区画周辺又は敷地境界 | ・ 4方向各1点 | ・ ()点 | ・ 測定7 処理作業後 | 処理作業室内 | ・ ()点 | ・ ()点 | ・ 測定8 (隔離シート撤去前) | 施工区画周辺又は敷地境界 | ・ 4方向各1点 | ・ ()点 |
| 通用測定名称 | 測定時期 | 測定場所 | 測定箇所数(各処理作業ごと) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 測定1 処理作業前 | 処理作業室内 | ・ ()点 | ・ ()点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 測定2 | 施工区画周辺又は敷地境界 | ・ 4方向各1点 | ・ ()点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 測定3 処理作業中 | 処理作業室内 | ・ ()点 | ・ ()点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 測定4 | 集じん・排気装置の集じん・排気装置の出入口(処理作業室外の場合) | ・ 出口吹出し風量1m/s以下の位置各1点 | ・ ()点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 測定5 | 施工区画周辺又は敷地境界 | ・ 4方向各1点 | ・ ()点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 測定7 処理作業後 | 処理作業室内 | ・ ()点 | ・ ()点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ 測定8 (隔離シート撤去前) | 施工区画周辺又は敷地境界 | ・ 4方向各1点 | ・ ()点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特記仕様書 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流山市総務部財産活用課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| K-01 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--------------------|---------------------------|---|--|--------------------|------------------|
| 6 石綿含有建材の除去及び処理 | 3 石綿粉じん濃度測定 | 測定方法 ・自動測定器による測定 | | | |
| | | 測定名称 | 測定方法 | | |
| | | ・測定 4 ・測定 5 | 粉じん相対濃度(デジタル粉じん計、P-パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアクティブAI-モニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 | | |
| | | ・JIS K 3850-1に基づいた測定 | | | |
| | | 測定名称 | メソフイル径 直径(mm) | 試料の吸引 流量(L/min) | 試料の吸引 時間(min) |
| | | ・測定 4 ・測定 5 | 25 | 5 | 30 |
| | | ・測定 ・測定 ・測定 | 47 47 47 | 10 10 10 | 120 240 |
| | | ・測定 | | | |
| | 4 石綿含有吹付け材の除去 | 除去工法 ・解体共仕第6章3節による。 | (6.3.2) | | |
| | 5 石綿含有保温材等の除去 | 除去工法 ・粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらして行う。 ・掻き落とし・破砕・切断等による除去を行う。 ・「3 石綿含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。 | (6.4.3) | | |
| | 6 除去した石綿含有吹付け材等のこん包及び飛散防止 | 除去した石綿含有吹付け材・保温材等のこん包及び飛散防止 密封処理(二重袋梱包) 湿潤化 ・固型化(セメント固化) | (6.3.2)(6.4.3) | | |
| | 7 石綿含有成形板の除去 | 作業場の区画 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、閉閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 石綿含有成形板の種類 | (6.5.2) | | |
| | 8 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 | 除去した石綿等の処理 各種廃棄物分類に応じた最終処分場で埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設において溶融処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理 | (6.3.3)(6.4.4)(6.5.4) | | |
| 7 追加特記 | 1 騒音・振動測定器 | 設置する(表示器2か所の設置場所は監督員と協議すること) | ・設置しない | | |
| | 2 工事監理方式 | 共同監理 | ・有り 無し | | |
| | 3 適用基準等 | ・管轄工事電子納品要領(国土交通省大臣官房官庁管轄部整備課施設評価室監修) | | | |
| | 4 工事成績評定 | 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。 | | | |
| | 5 工事機械(機械の選定) | 機械の選定に当たっては、地域の安全及び環境対策上、転倒、騒音、振動等について十分注意して行なわなければならない。また工事規模、施工方法等に見合った、安全な作業ができる能力をもった機械を選定しなければならない。機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。 | | | |
| | (組立及び解体) | 機械の組立及び解体に当たっては、機械に精通した者の直接の指導により、定められた手順を厳守しなければならない。 | | | |
| | (使用及び移動) | 建設機械を使用し又は移動させる場合は、機械類に関する関係法令を厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損害を与えることがないようにしなければならない。建設機械を動作させる範囲は、原則として工事現場内としなければならない。やむを得ず工事現場外で使用させる場合には、作業範囲内へ立ち入りを制限する等措置を講じなければならない。架線、構造物又は工事現場の境界に近接して建設機械を使用する場合には、車止めの措置、プームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張り員の配置等の措置を講じなければならない。 | | | |
| | (移動式クレーン) | 移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力を持った機械を選定しなければならない。移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガーの反力等の検討・確認を行い、適切な作業地盤上で使用しなければならない。移動式クレーンを使用する場合には、高所及び敷地周辺から、吊荷、吊具等の落下、飛散等に十分注意すると共に、これらによる危害を防止するための措置を講じなければならない。 | | | |
| | (排出ガス対策型等建設機械) | ・共通事項特記仕様書「排出ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書」による。 | | | |

| |
|--|
| 6 建設廃棄物の処理等 |
| 1 再生資材の利用 下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 |
| 再生資材名 規格 使用箇所 再資源化施設名・所在地 備考 |
| |
| 2 建設発生土の利用 盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。 |
| 発注機関 工事名 発生場所 施工会社名・連絡先 備考 |
| |
| 3 建設発生土の搬出 工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 |
| 受入工事名/施設名称 |
| 工事場所/施設所在地 |
| 連絡先 |
| 仮置場所の有無 |
| 備考 |
| 4 建設廃棄物の搬出 工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。 |
| 搬出する廃棄物名 |
| 処理施設名称 |
| 施設所在地 |
| 連絡先 |
| 備考 |
| 搬出する廃棄物名 |
| 処理施設名称 |
| 施設所在地 |
| 連絡先 |
| 備考 |
| 搬出する廃棄物名 |
| 処理施設名称 |
| 施設所在地 |
| 連絡先 |
| 備考 |
| 上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。 |
| 5 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。 |
| 6 再生資源利用計画書を作成するものとする。 |
| 7 再生資源利用促進計画書を作成するものとする。 |
| 8 自ら産業廃棄物を運搬・処分する場合以外は、委託契約書の写しを提出すること。 |
| 9 特殊な副産物の処理等については、解体共仕第7章3節による。 |
| 10 協議について 建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、1～9の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。 |





凡例

| | |
|-------|---|
| ----- | H=3.0M万能鋼板仮囲：既存再利用・存置（控え単管補助H ¹⁷ がD=1.5M あるため、その部分については解体撤去の範囲外とする） |
| ~~~~~ | H ¹⁷ レールゲート：既存再利用・存置 |
| | GL-2.0Mまでの基礎並びに配管等の埋設物を撤去 |
| | 通路部のコンクリート舗装、GL-1.0Mまでの埋設物を撤去 |

配置図

撤去建物・外構設備

| | |
|-------|--|
| 1号棟 | RC造3階建て 延べ面積：492.06㎡ 最高高さ：9.20M コンクリート杭： 300×L=10,000×62本 |
| 2号棟 | RC造3階建て 延べ面積：753.03㎡ 最高高さ：9.20M コンクリート杭： 300×L=10,000×92本 |
| 倉庫棟 | 木造2階建て 延べ面積：155.52㎡ 最高高さ：6.10M 長尺金属板葺き / 布基礎 |
| ホール照明 | 鋼管ホール・灯具 |

杭引抜跡は山砂充填とする。

基礎部はオープンカット工法とし、撤去後は法面崩壊防止のための転圧等を施すこと（場内発生土敷均し程度の仕上とし、購入土による不陸調整までは行わない）。

| | | | | | | |
|-----------------------|----|----|---------|------|--------------|------|
| 承認 | 設計 | 担当 | Date | 工事名称 | 旧ジェット口建物解体工事 | 図面番号 |
| | | | 2022.06 | 図面名称 | 配置図 | K-03 |
| Section 流山市 総務部 財産活用課 | | | | 縮尺 | 1 / 300 | |